

監査委員意見書

平成31年3月15日

広島県監査委員

目 次

1	委託契約の適正な事務処理	1 P
2	補助金執行事務の適正管理	2 P
3	庁舎等の有効活用	2 P
4	災害対応策の早期構築	3 P
5	その他	4 P
	(1) 広島がん高精度放射線治療センターの運営改善	
	(2) 出島地区廃棄物処分場の今後のあり方	
	(3) 高等学校通信制課程修学奨励金貸付金制度に係る在籍管理の適正化	
	(4) 文書の適正管理	
6	定例監査の結果	5 P
7	監査結果に対する措置等の状況	5 P
	別紙1 平成30年度定例監査の結果報告(年度のまとめ)	7 P
	別紙2 監査結果に対する措置等の状況	13 P

1 委託契約の適正な事務処理

委託契約は、公の施設の指定管理業務をはじめ、県の施策に係る調査業務など、県行政の運営に欠くことのできないものとなっている。

このため、契約の公平・透明性の確保や厳格な履行確認など、県の契約業務に対する県民への説明責任や信頼が確保されるよう、これまでの監査で繰り返し指摘してきたところである。

しかしながら、本年度の監査において、随意契約の理由が不明確なものや業務実態とは異なる仕様書の作成など、不適切な事務処理が多数見受けられた。

随意契約は、法令等に定める特別な理由がある場合に限り、採用できる契約手法であり、契約に当たっては、慎重な判断と、法令等の厳格な運用はもとより、その根拠とした理由の説明内容についても、県民の理解が得られる客観的かつ合理的なものでなければならない。

また、仕様書は、契約から検査まで事務処理の基準となるものであり、仕様書の作成時には必ず現物等の確認を徹底する必要がある。

不適切な事務処理が繰り返されないよう、契約事務の重要性・意義を改めて組織全体に周知徹底するとともに、内部統制の導入を見据え組織内のチェック体制を再点検するなど、契約事務の適正化に向けた取組を強化していただきたい。

【今年度の監査で見受けられた主な不適切事案】

- 契約に係る事案
 - ・ 随意契約の理由が不明確
 - ・ 業務実態とは異なる仕様書の作成
 - ・ 設計金額を契約締結同いで定めている
 - ・ 変更契約時の仕様書の数量誤り
- その他
 - ・ 契約書に定められた書類の提出を受けていない
 - ・ 再委託の承諾を書面で行っていない

2 補助金執行事務の適正管理

補助金執行事務については、これまでの監査において、交付要綱の理解不足や決裁過程における確認不足による補助金の過大交付が見受けられたことから、監査結果を踏まえた審査マニュアルやチェックリスト等の見直しを行うとともに、補助対象経費の精査、厳格な履行確認により補助金執行事務の適正管理が図られるよう意見してきたところである。

こうした中、昨年 11 月に実施した住民監査請求による監査の過程において、事業費の支払確認が行われていなかったことや補助事業の目的達成の確認が不十分な状況が見受けられた。

事業費の支払確認については、法令解釈上、事業費の支払いが完了していても、補助金を交付することができることとされているが、事業費が未払いとなった場合、補助金の過払いに繋がる可能性を否定しきれない状況である。

また、補助事業の目的・効果を施策の方向性に的確に反映させるためには、適切な制度設計はもとより、事業完了後においても、事業の性質に応じ、長期的に検証していく必要がある。

今回の監査で明らかとなったこうした課題を踏まえ、今後、同様の補助事業を実施する際には、補助事業の効果が最大限に発揮されるよう、適切な対応策等について研究していただきたい。

3 庁舎等の有効活用

これまで、総務事務所監査の際に、過去の組織再編等で生じた地方機関庁舎の余裕スペースについては、利用率が低い会議室等の利用促進を含め、有効活用が図られるよう繰り返し意見してきたところである。

こうした中、庁舎に係る施設総量の最適化及び耐震性の確保等を目指し「庁舎総合管理方針」が策定され、廿日市庁舎、三次庁舎、庄原庁舎については、一定の余裕度があり、それぞれの庁舎において集約の可能性を検討するとされていたが、現地調査の結果、庄原庁舎の第 2 庁舎を除き、集約に必要な面積が確保できないことから、集約化は困難であると判断されたところである。

これらの庁舎においては、計算上、各庁舎 1 フロア相当分を超える余裕スペースを抱えたまま、耐震改修費用が投じられることから、より一層、庁舎

の有効活用が求められる。

庁舎の効率的な利用について、県民の理解が得られるよう、例えば、利用率が低い会議室等を災害備蓄物資の分散保管用の倉庫へ転用するなど、幅広い視点で、改修工事の段階から、長期的・計画的な有効活用策を検討していただきたい。

また、その他の県有財産においても、立地条件が良好な元生涯学習センターの早期活用や、月に2回程度しか使用されていない呉高等技術専門校体育館の近隣校等への貸し出しなど、積極的な有効活用に努めていただきたい。

4 災害対応策の早期構築

昨年7月に発生した豪雨災害について、本年度の監査において関係部局等から意見聴取を行ったところである。

県の初動体制としては、交通遮断等の影響により、在勤庁への参集や市町への連絡員の派遣、備蓄物資の運搬等が困難となり、情報収集や初期対応が想定どおり機能しなかったことが確認された。

また、避難情報の提供に当たっては、河川の基準水位の見直しや洪水時のダム放流状況、砂防ダム等の防災施設の効果について、住民への周知が不足し、正確に理解されていなかったと指摘されている。

現在、関係部局等において、これまでの経験を上回る降雨の状況や住民の警戒・避難の実態など、幅広い視点で検証が進められているが、初動体制については、現場の意見を十分に反映し、迅速な情報収集体制や実効性のある支援体制を再構築するとともに、今後の避難情報等の取扱いについては、県と市町、住民が災害リスク情報を共有し、認識を統一できるよう、基準等の見直しの際には市町と協力し、住民への見直し意図や留意点などの徹底を図ることが不可欠である。

今回の災害で得られた経験、知見等をもとに、全ての県民が安全に安心して暮らせる広島県の実現を目指し、より効果の高い災害対応策を一日も早く構築していただきたい。

5 その他

次の事項については、長期的な視点によるリスク管理が事業運営に十分に活かされていないことがわかる。県行政に対する県民の正しい選択や判断のためにも、的確な実態把握に基づく計画策定等に努めていただきたい。

(1) 広島がん高精度放射線治療センターの運営改善

開設以来、当初計画どおり収益が確保されていない状況が続いている。

現状では、機器更新等の財源不足も見込まれることから、経営計画の抜本的な見直しと、4基幹病院の役割分担など、当初の設置目的が正しく実現されるよう、今後の方向性を再構築する必要がある。

(2) 出島地区廃棄物処分場の今後のあり方

当初見込みと比べて廃棄物の処分量が大幅に減少しており、期間満了時の受入量が当初予定の半分にも満たない見込みである。

期間満了後において、公共関与の処分場が皆無となる事態など、産業の下支えとなる廃棄物処分場の運営に支障が生じないように、箕島地区を含めた全県的対応策を幅広い視点で検討するとともに、県の計画に対する県民の信頼を確保するためにも、将来的な方向性を早急に示す必要がある。

(3) 高等学校通信制課程修学奨励金貸付金制度に係る在籍管理の適正化

修学奨励金の貸付を受けた後、長期間にわたって受講していないにもかかわらず、在学中という整理が行われることにより、貸付金の返済義務が生じていない者が多数存在している。

債権未整理状態が解消されるよう、在籍管理の適正化に取り組む必要がある。

(4) 文書の適正管理

県行政の運営は、そのほとんどが文書を通じて行われており、文書の作成・管理の不適切な取扱いは、県民の信頼を著しく損なうものである。

昨年3月に発生した情報開示請求に対する不適切な取扱いの再発防止に当たっては、職員が文書による記録を残すことに萎縮することなく、県行政の適正かつ効率的な運営や県民への説明責任など、県民の財産としての文書本来の目的が達成されるよう、文書の適切な作成・管理の徹底を図る必要がある。

6 定例監査の結果

平成 30 年度の定例監査は、県の機関 72 機関、財政的援助団体 22 団体を対象に監査を実施した。

監査結果は、指摘事項 46 件、改善を求める事項 9 件、検討要請事項 25 件となっており、依然として、不適切な事務処理が多数見受けられるところである。

(別紙 1 「平成 30 年度定例監査の結果報告 (年度のまとめ)」参照 P 7)

7 監査結果に対する措置等の状況

過去 3 年間の指摘事項等に対する未改善事項 88 件に対する措置等の状況を確認したところ、「改善済み等」が 69 件 (78.4%)、「改善に着手」が 17 件 (19.3%)、「検討に着手」が 2 件 (2.3%) となっている。

<改善が図られた主なもの>

- ・ 契約に係る事務処理や関係書類の不備の改善
- ・ 諸手当の認定等に係る組織的なチェック体制の強化

<改善が不十分であり、引き続き、取組状況の報告を求めるもの>

- ・ 特別会計に係る財務書類、資金収支等の作成、公表
- ・ 実施要綱等に基づく団体検査等の実施

(別紙 2 「監査結果に対する措置等の状況」参照 P 13)

平成 30 年度定例監査の結果報告（年度のまとめ）について

平成 31 年 3 月 15 日
監 査 委 員

1 定例監査の実施機関数

平成 30 年度監査実施計画に基づき県の機関 72 機関及び財政的援助団体 22 団体を対象に監査を実施した。

2 定例監査結果の概要

(1) 機関別監査結果

○ 監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項 46 件、改善を求める事項 9 件、検討要請事項 25 件である。

区 分	監査実施機関(団体) 数		監査結果			
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項	
県の機関	知事部局等	42	19	16	4	22
	教育委員会	23	15	23	4	3
	警察本部	7	5	5	0	0
	小 計	72	39	44	8	25
財政的援助団体等	出資等団体	8	2	1	1	0
	補助金交付団体	2	0	0	0	0
	公の施設の指定管理者	12	1	1	0	0
	小 計	22	3	2	1	0
合 計	94	42	46	9	25	

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、監査実施機関(団体)数にはそれぞれ計上し、指摘事項等については該当する区分に計上している。

(2) 性質別監査結果 ※ () 内は、平成 29 年度の件数

	内 容	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	収入（県税、使用料及び手数料の徴収事務など）	3 (3)	5 (4)	1 (0)
	支出（委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など）	8 (12)	0 (1)	3 (3)
	財産（行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など）	15 (3)	0 (1)	0 (0)
	工事（工事や補償に係る事務など）	9 (16)	0 (17)	0 (0)
	その他（県機関における事務処理体制など）	9 (4)	3 (4)	21 (11)
	小 計	44 (38)	8 (27)	25 (14)
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	0 (0)	1 (0)	0 (0)
	会計処理全般に係るもの	1 (4)	0 (1)	0 (1)
	資産・負債関係に係るもの	0 (0)	0 (0)	0 (1)
	収入（収益）・支出（費用）に係るもの	0 (0)	0 (3)	0 (2)
	補助金等に係るもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	公の施設管理等に係るもの	0 (0)	0 (0)	0 (3)
	その他（決算書類、税務関係等）に係るもの	1 (1)	0 (1)	0 (0)
	小 計	2 (5)	1 (5)	0 (7)
	合 計	46 (43)	9 (32)	25 (21)

(参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの

検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

3 主な指摘事項等

(1) 県の機関

ア 指摘事項

- ひろしま産学共同研究拠点について、消防署から消防用設備の不備事項について整備改修を求められていたにもかかわらず、必要な措置が講じられていなかったもの（商工労働局）
- 消防用設備等保守点検業務等の仕様書が、県の規程に基づいて作成されておらず、対象設備や保守点検の内容等が記載されていなかったもの（県立総合技術研究所保健環境センター）
- 消防用設備について、点検結果を消防署長に報告していなかったもの（県立忠海高等学校）
- フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）のうち一定規模（定格出力 7.5kW 以上）以上のものについて、法で義務付けられた有資格者による定期点検を行っていなかったもの（危機管理監など 3 機関）
- 手当の支出事務
 - ・通勤手当の認定において、誤った距離区分で手当額を決定していたもの（県立忠海高等学校）
 - ・住居手当において、支給要件を欠いた職員に誤って手当を支給していたもの（県立竹原高等学校）
- 貸付財産について、貸付台帳による記録管理が行われていなかったもの（総務局など 2 機関）

イ 改善を求める事項

- 広島がん高精度放射線治療センターについて、現状を踏まえた上で、機器整備等の費用負担のあり方を含めた新たな経営計画を策定し、県の負担を明確にするよう求めるとともに、地域医療再生計画で示された当センターの当初の設置目的が正しく実現されるよう、運営協議会において今後の方針を検討するよう要請したもの（健康福祉局）
- 高等学校通信制課程修学奨励金貸付金制度や在籍管理のあり方について、適正な取扱を求めたもの（教育委員会事務局）
- 長期未納（滞納繰越分）の縮減に向けての一層の取組を求めたもの（教育委員会事務局など 5 機関）

ウ 検討要請事項

- 公募型プロポーザル方式による契約について、契約事務を担当する職員が誤認することなく、それぞれの契約方法の特性について理解した上で適切に運用されるよう、契約事務を所管する部として、通知の改訂等の対応をするとともに、委託役務業務の契約全般において、個々に契約方法が真に合理的で、県民からの納得が得られる理由に基づくものであるか否かを十分検証するための方策を講じるとともに、委託役務業務の品質向上が一層図られるよう、各局への指導に取り組むよう要請したもの（会計管理部）
- 施設の有効活用について検討を求めたもの（総務局など 4 機関）
- 行政文書について、再発防止策を講じるとともに、適切な行政文書の作成、管理を徹底するよう求めたもの（総務局）
- 出島地区廃棄物処分場の今後のあり方について、関係団体等とも連携し、長期的な視野に立って、慎重かつ迅速に検討し対応するよう要請したもの（環境県民局）
- 委託役務業務の契約について、最適な契約方法を採用するとともに、随意契約の場合は、その理由が明確で、県民からの納得が得られる理由に基づくものであるか否かを十分検証するよう求めたもの（商工労働局）
- 公益財団法人広島県男女共同参画倶楽部について、男女共同参画推進の拠点として、自主的、持続的に機能していくことができるよう、同財団の今後のあり方について検討するとともに、男女共同参画推進の拠点として有効に活用されるよう要請したもの（環境県民局）
- カキ養殖用プラスチックパイプが流出している問題について、速やかに取り組むよう検討を要請したもの（農林水産局）
- 教職員の未配置について、速やかな代員等の配置に向けた取組を求めるとともに、正規教員を増やすことなどにより体制を強化し、教育の質を落とさない教育を実践できるよう検討を要請したもの（教育委員会事務局）

(2) 財政的援助団体

- 毎事業年度における公益目的事業比率が 50% 以上になるよう、将来を見越した事業のあり方について検討するよう要請したもの（公益財団法人広島県教育事業団：改善を求める事項）

※ ●は監査委員意見書に記載している事項

【参考】機関別の指摘事項等件数

1 本庁機関（19 機関）

	対象機関名	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
1	会計管理部			2
2	危機管理監	1		
3	総務局	1		2
4	地域政策局	1		
5	環境県民局	2		2
6	健康福祉局	1	1	2
7	商工労働局	1		3
8	農林水産局	1		3
9	企業局			
10	病院事業局			2
11	議会事務局			
12	教育委員会事務局		3	3
13	警察本部			
14	選挙管理委員会事務局			
15	監査委員事務局			
16	人事委員会事務局			
17	労働委員会事務局			
18	広島海区漁業調整委員会事務局			
19	広島県内水面漁場管理委員会事務局			
	合 計	8	4	19

2 地方機関等（53 機関）

	所管局	機 関	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
1	総 務 局	西部総務事務所			1
2		東部総務事務所			
3		北部総務事務所			1
4		東部県税事務所			
5		北部県税事務所			
6		県立文書館			
7		県立総合技術研究所			
8		保健環境センター	1		2
9		西部工業技術センター			
10		畜産技術センター	1		
11		水産海洋技術センター			
12		林業技術センター			
13	環境県民局	県立美術館			
14		縮景園			

	所管局	機 関	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事 項
15	健康福祉局	西部厚生環境事務所・保健所		1	
16		西部東厚生環境事務所・保健所		1	
17		西部こども家庭センター		1	
18		動物愛護センター	1		
19	商工労働局	県立呉高等技術専門校			2
20		広島障害者職業能力開発校			
21	農林水産局	東部畜産事務所			
22		北部畜産事務所			
23		東部家畜保健衛生所			
24		北部家畜保健衛生所			
25	病院事業局	県立安芸津病院	5		
26	教育委員会	県立埋蔵文化財センター			
27		福山少年自然の家	2		
28		県立可部高等学校		1	
29		県立加計高等学校			
30		県立竹原高等学校	2		
31		県立忠海高等学校	3		
32		県立御調高等学校			
33		県立沼南高等学校			
34		県立油木高等学校			
35		県立瀬戸田高等学校	1		
36		県立黒瀬高等学校	1		
37		県立高陽高等学校	2		
38		県立廿日市西高等学校	1		
39		県立東高等学校			
40		県立庄原実業高等学校	2		
41		県立尾道商業高等学校	3		
42		県立戸手高等学校	2		
43		県立因島高等学校	1		
44		県立芦品まなび学園高等学校			
45		県立福山特別支援学校	1		
46	県立廿日市特別支援学校				
47	県立黒瀬特別支援学校	2			
48	警察本部	警察学校			
49		広島南警察署	1		
50		海田警察署	1		
51		廿日市警察署	1		
52		江田島警察署	1		
53		東広島警察署	1		
地方機関等計			36	4	6

3 財政的援助団体（22 団体）

（1）出資等団体（8 団体）

	対象機関名	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
1	公立大学法人県立広島大学			
2	公益財団法人ひろしまこども夢財団			
3	公益財団法人広島県教育事業団		1	
4	公益財団法人ひろしま文化振興財団	1		
5	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構			
6	一般財団法人広島県環境保全公社			
7	株式会社ひろしまイノベーション推進機構			
8	株式会社テクノプラザ			
出資等団体計		1	1	0

（2）補助金交付団体（2 団体）

	対象機関名	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
1	社会福祉法人広島新生学園			
2	社会医療法人祥和会			
補助金交付団体計		0	0	0

（3）公の施設の指定管理者（12 団体）

	対象機関名	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
1	公益財団法人広島県教育事業団	1		
2	合同産業株式会社			
3	ミズノグループ・星光ビル管理共同企業体			
4	一般財団法人野呂山観光開発公社			
5	株式会社比婆の森			
6	イズミテクノ・広島緑地建設・広田造園共同企業体			
7	タイムズ・不二ビルサービスグループ			
8	公益社団法人福山観光コンベンション協会			
9	一般社団法人広島聴覚障害者協会			
10	広島県民文化センターふくやま共同企業体			
11	株式会社くれせん			
12	フジタビルメンテナンス株式会社			
公の施設の指定管理者計		1	0	0

総計		46	9	25
----	--	----	---	----

監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

○ 平成 27 年度から平成 29 年度における総括

監査結果のフォローアップとして、平成 29 年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第 199 条第 12 項）、平成 27 年度及び平成 28 年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計 88 件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」が 69 件で、改善率にして 78.4%（昨年度は 73.1%、一昨年度は 73.7%）となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるとともに、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

(単位:件)

区分		確認対象件数			措置等の状況				
		28 年度	29 年度	30 年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他※
29 年度 指摘・ 改善	定例 監査	県機関		65	55	8	2		
		出資法人等		10	9	1			
		小計		75	64	9	2		
	重点行政監査 (団体等への監査・検査)		5	1	4				
	計		80	(81.3%) 65	(16.3%) 13	(2.5%) 2			
28 年度 指摘・ 改善	定例 監査	県機関	54	6	2	4			
		出資法人等	22	1	1				
		小計	76	7	3	4			
	重点行政監査 (補助金の適正な執行)	4	0						
	計	80	7	(42.9%) 3	(57.1%) 4				
27 年度 指摘・ 改善	定例 監査	県機関	59	4	0				
		出資法人等	9	1	0				
		小計	68	5	0				
	テーマ監査 (県有施設の安全管理)	9	2	1	1				
	計	77	7	1	(100%) 1				
合計				88	(78.4%) 69	(19.3%) 17	(2.3%) 2		

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。

なお、定例監査の指摘・改善事項の改善率は、平成 29 年度監査分が 85.3%、平成 28 年度監査分が 94.3%、平成 27 年度監査分が 100%となっている。

年度	指摘・改善事項 件数 A	確認対象外 件数 B ※	確認対象件数 C (A-B)	改善済件数 D			改善率 (D/C)		
				年度					
				28	29	30			
29	75	0	75	/		64	64	85.3%	
28	76	6	70	/		63	3	66	94.3%
27	68	9	59	56	3	0	59	100.0%	

※次年度の監査で改善状況を確認する等により、フォローアップの対象としない事項。

2 改善が図られた主な事項

(1) 契約事務に係る不適正な事項について（平成 29 年度定例監査）

工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）で定められた手続を行っていなかったものや仕様書と異なる内容で施工していたものなど、契約に係る事務処理や関係書類に不備があったものなどについて、法令や仕様書の規定を改めて確認を行い、適正な事務処理の徹底が図られた。（健康福祉局，商工労働局，農林水産局，土木建築局，企業局，病院事業局，警察本部）

(2) 諸手当の認定等に係る不適正な事項について（平成 29 年度定例監査）

扶養・通勤・住居手当において、認定簿の作成誤りや、確認すべき事項の漏れについて、原因の分析を行い、組織的なチェック体制の強化等を行い、適正な事務処理の徹底が図られた。（教育委員会事務局）

3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

(1) 特別会計に係る財務書類等の公表（平成 29 年度定例監査）

港湾特別整備事業費特別会計については、港湾機能施設整備事業も含めた会計全体の財務書類を作成・公表するとともに、港湾機能施設整備事業の整備計画や地方債の償還計画、その財源となる港湾使用料の推計など、将来の資金収支等を明らかにする資料を作成・公表する必要がある。（土木建築局）

(2) 実施要綱等に定める実施頻度・件数に基づく実施（平成 29 年度重点行政監査）

法令等に基づく団体等に対する監査・検査等については、実施要綱等を実施頻度や件数を設定しているが、検査体制や設定に対する実施状況等の検証を行うとともに、目的達成のための効率的かつ効果的な実施頻度や件数の設定を検討し、必要に応じて、検査体制や実施要綱等の見直しを行うことも含め、実施要綱等に基づいた団体検査等の実施を行う必要がある。（環境県民局，健康福祉局，商工労働局）

《確認基準》

区 分		内 容	摘 要
A	改善済み	監査結果を基に改善の措置を講じ、改善を終えたもの。	その後の取組状況の報告を求めない
	改善見込み	監査結果を基に改善中で、改善が確実であると見込まれるもの。	
B	改善に着手	監査結果を基に改善に着手しているもの。	その後の取組状況の報告を求める
C	検討に着手又は検討していく	監査結果を基に改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているもの。	
D	取り組んでいない	監査結果に基づく取り組みがなされていないもの。 (改善も検討もしていないもの)	
E	その他 (妥当又はやむを得ない)	執行機関の考え、見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。	その後の取組状況の報告を求めない
F	その他 (見解の相違)	監査委員と執行機関との考え、見解に相違があるもの。	
G	その他 (その他)	その他 (上記以外のもの)	

(参考) 年度別措置状況等について

1 平成 29 年度定例監査・重点行政監査に対する措置の状況

(1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区 分		指摘事項・ 改善を求め る事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
本 庁	指摘事項	7	6		1		
	改善を求め る事項	14	9	4	1		
	計	21	(71.4%) 15	(19.0%) 4	(9.5%) 2		
地 方 機 関	指摘事項	31	31				
	改善を求め る事項	13	9	4			
	計	44	(90.9%) 40	(9.1%) 4			
合 計		65	(84.6%) 55	(12.3%) 8	(3.1%) 2		

注 1 指摘事項とは、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの（軽微なものを除く）

注 2 改善を求めるとは、指摘には至らないが、改善を求めるもの（長期未納のうち改善を求めるものを含む）

注 3 合計の（ ）内は、指摘事項・改善を求めるとの件数に対する割合

【出資法人等】

(単位：件)

区 分		指摘事項・ 改善を求め る事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項		5	5				
改善を求め る事項		5	4	1			
合 計		10	(90.0%) 9	(10.0%) 1			

(2) 重点行政監査

(単位：件)

区 分		指摘事項・ 改善を求め る事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
定期的な団体検査等の 実施		5	1	4			
合 計		5	(20.0%) 1	(80.0%) 4			

2 平成 28 年度定例監査・重点行政監査に対する取組状況（未改善分）

（1）定例監査

【県の機関】

（単位：件）

区分	指摘事項・改善を求める事項	未改善事項	措置状況					
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他	
本 庁	指摘事項	6	1		1			
	改善を求める事項	3	0					
	計	9	1		(100%) 1			
地 方 機 関	指摘事項	35	0					
	改善を求める事項	10	5	2	3			
	計	45	5	(40.0%) 2	(60.0%) 3			
合 計	54	6	(33.3%) 2	(66.7%) 4				

注 未改善事項とは、指摘事項・改善を求める事項のうち、昨年度の公表時点で改善が不十分であったもの

【出資法人等】

（単位：件）

区分	指摘事項・改善を求める事項	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項	20	0					
改善を求める事項	2	1	1				
合 計	22	1	(100%) 1				

（2）重点行政監査

未改善事項なし（補助金の適正な執行）

3 平成 27 年度定例監査・テーマ監査に対する取組状況（未改善分）

（1）定例監査

未改善事項なし

（2）テーマ監査

（単位：件）

区分	意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
県有施設の安全管理	9	1	1				
合 計	9	1	(100%) 1				